四十五　「水銀排出施設」とは、鉱山等の施設であって、大気汚染防止法第二条第十三項に規定する施設をいう。

（水銀等の処理）

**第二十条の二**　法第八条の規定に基づき、鉱煙（水銀及びその化合物（以下「水銀等」という。）を含有するものに限る。）の処理について鉱業権者が講ずべき措置は、次に掲げるものとする。

一　水銀排出施設においては、水銀等除去装置の設置その他の水銀等による鉱害を防止するための措置を講ずること。

二　水銀排出施設の排出口から大気中に排出される排出物に含まれる水銀等の量は、大気汚染防止法第十八条の二十二の排出基準に適合すること。

［新設］

**第二十条の三・第二十条の四**

**第四十六条**　法第四十一条第二項の規定による報告は、次の表の上欄に掲げる災害、事故その他の事象が発生したときに、それぞれ同表の中欄に掲げる時期に、同表の下欄に掲げる項目について行うものとする。

| 災害、事故その他の事象 | 時期 | 項目 |
|---|---|---|
| 一～九　［略］ | ［略］ | ［略］ |
| 九の二　水銀排出施設から大気汚染防止法第十八条の二十二の排出基準（以下この号において単に「排出基準」という。）に適合しない水銀等を排出したとき | 排出後速やかに | 排出の状況 |
| | 大気汚染防止法施行規則第十六条の二第三号の再測定（以下この号において単に「再測定」という。）の実施後速やかに | 排出の状況 |
| | 再測定を実施した日から三十日以内（大気汚染防止法施行規則第十六条の二第四号の測定の結果が、排出基準に適合しない場合に限る。） | 排出の状況及び講じた措置の詳細 |
| 十　揮発性有機化合物排出施設から第二十条の三第二号の排出基準に適合しない揮発性有機化合物を大気中に排出したとき | ［略］ | ［略］ |
| 十一～二十四　［略］ | ［略］ | ［略］ |

2　前項のほか、法第四十一条第二項の規定による報告は、次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表の中欄に掲げる時期に、同表の下欄に掲げる項目について行うものとする。

| 事項 | 時期 | 項目 |
|---|---|---|
| 一～四　［略］ | ［略］ | ［略］ |

［新設］

**第二十条の二・第二十条の三**

**第四十六条**　法第四十一条第二項の規定による報告は、次の表の上欄に掲げる災害、事故その他の事象が発生したときに、それぞれ同表の中欄に掲げる時期に、同表の下欄に掲げる項目について行うものとする。

| 災害、事故その他の事象 | 時期 | 項目 |
|---|---|---|
| 一～九　［略］ | ［略］ | ［略］ |
| ［新設］ | | |
| 十　揮発性有機化合物排出施設から第二十条の二第二号の排出基準に適合しない揮発性有機化合物を大気中に排出したとき | ［略］ | ［略］ |
| 十一～二十四　［略］ | ［略］ | ［略］ |

2　前項のほか、法第四十一条第二項の規定による報告は、次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表の中欄に掲げる時期に、同表の下欄に掲げる項目について行うものとする。

| 事項 | 時期 | 項目 |
|---|---|---|
| 一～四　［略］ | ［略］ | ［略］ |